

株券等に関する業務規程

第1章 総 則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この規程は、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和 59 年法律第 30 号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が行う保管振替業の実施に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参加者口座 機構が第 14 条の規定による口座開設の申請に基づき開設した口座をいう。
- (2) 参加者 機構が参加者口座を開設した者をいう。
- (3) 参加者口座簿 機構が第 24 条第1項の規定により作成する口座簿をいう。
- (4) 参加者口座簿に記載された質権者 第 25 条第1項の規定による口座開設の申請に基づき、機構が口座を開設した者をいう。
- (5) 取扱株券等 機構が第9条の規定により機構の行う保管振替業において取り扱う有価証券をいう。
- (6) 預託株券 参加者が法第 14 条第1項の規定により機構に預託した株券をいう。

(業務の取扱時間)

第3条 機構の業務の取扱時間は、この規程及びこの規程に基づき定める規則(以下単に「規則」という。)に別に定めるところを除くほか、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 機構は、必要があると認める場合は、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知するものとする。

(休業日等)

第4条 機構の休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び3日並びに 12 月 31 日

2 機構は、必要があると認める場合は、臨時休業日又は臨時業務取扱日を定めることができる。

この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知するものとする。

(業務の臨時停止)

第5条 機構は、必要があると認める場合は、業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかにその旨を参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知するものとする。

第2節 電磁的方法による通知又は請求等

(機構が会社及び参加者と授受する通知の方法)

第6条 機構が、取扱株券等の発行者(以下「会社」という。)及び参加者との間で授受する通知等(請求、報告及び資料の提出を含む。次条において同じ。)は、規則で定める電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この規程若しくは規則で特に定める場合又は機構が相当と認める場合は、前項で定める以外の方法により行うことができるものとする。

(機構が質権者と授受する通知の方法)

第6条の2 機構が、参加者口座簿に記載された質権者との間で授受する通知等は、書面によるものとする。

(帳簿等の電磁的記録による作成)

第7条 参加者及び参加者口座簿に記載された質権者は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、その作成する帳簿その他の書類を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、機構の行う保管振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。)により作成することができる。

(規則への委任)

第8条 この節に定めるもののほか、電磁的方法による通知又は請求等に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 取扱株券等

(取扱株券等)

第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。

(1) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所(以

下「金融商品取引所」という。)に上場されている株券

- (2) 金融商品取引所に上場されている新株予約権付社債券(新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものであって、新株予約権の行使により交付される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。以下同じ。)
- (3) 金融商品取引所に上場されていた新株予約権付社債券(その発行者が当該新株予約権付社債券について期限の利益を喪失している場合又は会社法(平成17年法律第86号)第293条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる当該新株予約権付社債券の効力が無効となる場合を除く。)
- (4) 前2号に掲げる新株予約権付社債券のほか、金融商品取引所に株券を上場している発行者が発行する新株予約権付社債券のうち、当該新株予約権付社債券の総額が参加者(機構が規則に定める者に限り、参加者以外の者を含む。以下この号において同じ。)に割り当てられるものであって、かつ、当該参加者が、当該新株予約権付社債に係る新株予約権を行使し、新たに交付される株式を不特定多数の者に売却することを目的としているものうち、機構が規則で定める要件をすべて満たすもの
- (5) 金融商品取引所に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に規定する投資証券
- (6) 金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「協同組織金融機関優先出資法」という。)に規定する優先出資証券(以下「協同組織金融機関の優先出資証券」という。)
- (7) 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株券であって、機構が規則で定める要件を満たすもの
- (8) 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている新株予約権付社債券であって、機構が規則で定める要件を満たすもの

(発行者の同意)

第10条 機構は、書面により法第6条の2の規定に基づく有価証券の発行者の同意を得るものとする。

2 前項の書面その他同意に関し必要な事項は、規則でこれを定める。

(取扱株券等に関する重要な事項等の通知)

第11条 機構は、会社から規則で定めるところにより、取扱株券等に関する権利及び取扱いに関し、重要な事項を決定した旨又は取扱株券等に関する重要な事実が発生した旨の通知を受けた場合は、参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。

(取扱株券等の廃止)

第12条 機構は、取扱株券等が第9条各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しなくなった場合(第9条第7号及び第8号に規定する取扱株券等にあつては、機構が規則に定める場合を含む。)は、当該取扱株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとする。

- 2 取扱株券等が第9条各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しなくなった場合において、当該取扱株券等の流通状況等を勘案し、その取扱いを継続する必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、機構が別に定める日まで、その取扱いを継続するものとする。
- 3 前項の場合において、機構は、株券の発行者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該株券の取扱いを廃止するものとし、当該取扱いを廃止した株券（以下「取扱廃止後株券」という。）のうち、参加者から交付請求のないものにつき、廃棄するものとする。
 - (1) 会社が債務超過の場合に株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき
 - (2) 会社が破産手続開始の決定を受けたとき
 - (3) 会社が清算終了の登記を行ったとき
- 4 前3項の規定により取扱株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合の当該取扱株券等の預託及び交付並びに前項に規定する取扱廃止後株券の廃棄に関し必要な事項は、規則で定める。

（発行者及び参加者等への通知）

第13条 機構は、有価証券を機構の行う保管振替業において、第9条の規定により取り扱うものとする場合は当該有価証券の発行者及び参加者に、前条第1項の規定により取り扱わないものとする場合は当該有価証券の発行者並びに参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に、その旨を通知するものとする。

第3章 参加者

第1節 口座開設手続

（参加者の範囲）

- 第14条 次に掲げる者は、規則で定めるところにより、機構に対し、法第6条第1項に規定する口座の開設を申請することができる。
- (1) 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）
 - (2) 金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社（以下「証券金融会社」という。）
 - (3) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
 - (4) 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行
 - (5) 信託会社
 - (6) 株式会社商工組合中央金庫
 - (7) 農林中央金庫
 - (8) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - (9) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合及び同法第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第93条

第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第97条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

- (10) 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
- (11) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (12) 労働金庫及び労働金庫連合会
- (13) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第2項に規定する保険会社及び同条第7項に規定する外国保険会社等
- (14) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に規定する登録投資法人
- (15) その他前各号に類する者として主務大臣の指定したもの

(口座開設の審査)

第15条 機構は、前条の規定により口座の開設の申請があつた場合において、当該申請者が次に掲げる基準に適合するものと認めるときは、その者のために口座を開設するものとする。

- (1) 有価証券の保管及び受渡しの合理化を図るため口座を開設する必要性を有していること。
- (2) 機構の行う保管振替業に係る業務を確実に遂行することができる事務処理能力を有していること。

2 機構は、前項の規定により口座の開設を認めた場合は、その旨を当該申請者及び他の参加者に通知するものとする。

(口座開設金の納入)

第16条 前条の規定により口座の開設を認められた者は、機構が指定する期日までに、機構に口座開設金を納入しなければならない。納入した口座開設金は、事由のいかんを問わず返還しない。

2 前項の口座開設金の額は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

(口座開設の日)

第17条 機構は、口座の開設を認められた者が前条の口座開設金を納入した場合は、同条第1項に規定する期日の翌日に口座を開設する。

(区分口座)

第18条 参加者は、参加者口座内に事務処理上の口座(以下「区分口座」という。)を設けようとする場合は、機構に申し出ることができる。

2 機構は、前項の申出を相当と認める場合は、当該参加者のために区分口座を開設する。

3 第15条第2項及び前2条の規定は、前項の場合に準用する。

4 前3項に定めるもののほか、区分口座に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 参加者の届出等

(届出事項)

第 19 条 参加者は、機構にその利用する機構の事務所その他の規則で定める事項を届け出なければならない。届け出た事項に変更が生じた場合も同様とする。

(事故報告)

第 19 条の2 顧客から預託を受けた取扱株券等を機構に預託する参加者は、次に掲げる事故が生じた場合は、直ちにその旨を機構に報告しなければならない。

- (1) 預託を受けた取扱株券等を喪失すること。
- (2) 取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人が法令又はこの規程その他の規則に反する行為を行うこと。

(報告及び調査)

第 20 条 機構は、機構の行う保管振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、その理由を示して、参加者に対し、機構の行う保管振替業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該参加者の同意を得て、規則で定める機構の行う保管振替業に係る帳簿(当該帳簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面をいう。)の閲覧若しくは法第 16 条第4項(法第 39 条、第 39 条の2及び第 39 条の5において準用する場合を含む。)の規定により機構に預託されたものとみなされた株券その他の有価証券の保管状況の調査をすることができる。

(規則への委任)

第 21 条 この節に定めるもののほか、参加者の届出等に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 参加者口座の廃止

(口座の廃止)

第 22 条 参加者は、規則で定めるところにより、機構に対し、口座の廃止を申請することができる。

- 2 機構は、前項の規定による申請を受けた場合又は参加者が第 14 条各号に掲げる者でなくなった場合は、当該参加者の口座を廃止する。
- 3 機構は、参加者が法、株券等の保管及び振替に関する法律施行令(平成 12 年政令第 267 号。以下「令」という。)若しくは株券等の保管及び振替に関する法律施行規則(昭和 59 年法務省・大蔵省令第 1 号。以下「施行規則」という。)又はこの規程、規則若しくは機構が定めるところに違反し、又は機構若しくは参加者の信用を失墜させた場合において、機構の行う保管振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると認めるときは、あらかじめ当該参加者に釈明の機会を与えたのち、当該参加者の口座を廃止することができる。
- 4 機構は、前2項の規定により参加者の口座を廃止する場合は、あらかじめその旨を当該参加

者及び他の参加者並びに当該参加者の参加者口座簿に記載された質権者に通知するものとする。

- 5 参加者の口座を廃止する場合の当該参加者が機構へ預託した有価証券の返還その他必要な事項は、規則で定める。

第4節 特例参加者

(特例参加者)

第 23 条 参加者は、第 14 条各号に掲げる者から、その者が他の者から預託を受けた有価証券の預託を受け、これを機構に預託するものとする場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。

2 参加者は、相当と認める場合は、機構に対し、前項の承認の申請をすることができる。この場合において、参加者は、第 14 条各号に掲げる者で当該参加者に有価証券の預託をする者(以下「特例参加者」という。)が顧客口座簿(参加者が第 30 条第 1 項の規定により作成する口座簿をいう。以下同じ。)に準ずる帳簿(当該帳簿を電磁的記録で作成しようとする場合は、当該電磁的記録)を作成し、これを備えることその他規則で定める事項を契約の内容として記載した書面を承認申請書に添付しなければならない。

3 機構は、前項の承認の申請を相当と認める場合は、これを承認するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、第 1 項の承認その他特例参加者に関し必要な事項は、規則で定める。

第5節 顧客から預託を受けた取扱株券等を機構に預託する参加者が 法令等に違反した場合の措置

(処分)

第 23 条の 2 機構は、顧客から預託を受けた取扱株券等を機構に預託する参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又はこの規程その他の規則に違反した場合は、当該参加者に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議により、当該参加者に対し、参加者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。

2 機構は、前項の処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。

3 第 22 条第 4 項及び第 5 項の規定は、第 1 項の規定に基づく処分により、参加者の口座を廃止する場合に準用する。

(勧告)

第 23 条の 3 機構は、顧客から預託を受けた取扱株券等を機構に預託する参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又はこの規程その他の規則に違反した場合において、当該参加者に業務の改善が必要と認めるときは、当該参加者に対し、業務改善の勧告を行うものとする。この場合において、当該勧告を受けた参加者は、速やかに機構に対し、書面による業務改善

の報告を行わなければならない。

第4章 株券の保管及び振替に関する取扱い

第1節 株券の保管等

第1款 株券の預託及び保管

第1目 参加者口座簿の取扱い

(参加者口座簿の記載事項等)

第24条 機構は、参加者口座簿を作成し、これを備える。

2 参加者口座簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 参加者の名称及び住所
- (2) 参加者自己分と顧客預託分の別
- (3) 会社の商号、株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数
- (4) 株式数の増減の原因及び年月日
- (5) 参加者自己分の預託株券が信託財産である場合においては、その旨の表示及びその記載の年月日
- (6) 参加者自己分の預託株券に関し差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日
- (7) その他規則で定める事項

3 参加者口座簿上に、参加者自己分を質権の目的とする口座(以下「参加者口座簿上の質権口座」という。)を開設した場合は、参加者口座簿に次に掲げる事項を記載する。

- (1) 質権者の氏名及び住所
- (2) 質権設定者の氏名及び住所
- (3) 前項第3号から第6号までに掲げる事項
- (4) その他規則で定める事項

4 参加者及び参加者口座簿に記載された質権者は、前2項の記載事項につき変更があった場合は、遅滞なく、その旨を機構に対して通知しなければならない。

5 機構は、前項の規定により通知を受けた場合、又は第2項若しくは第3項の記載事項につき変更があったことを知った場合は、遅滞なくその記載をする。

6 機構は、参加者口座簿の記載に誤りがあることが明らかとなった場合は、直ちに、当該記載の訂正をする。

7 機構は、前項の記載の訂正をした結果、参加者口座簿の口座残高に変更が生じることとなった場合は、遅滞なく、その旨を当該参加者口座簿に係る参加者又は当該参加者口座簿に記載された質権者に通知するものとする。

(参加者口座簿上の質権口座の開設)

- 第 25 条 参加者自己分について質権を取得する者は、規則で定めるところにより、質権を設定する者とともに、機構に対し、参加者口座簿上の質権口座の開設を申請することができる。
- 2 機構は、前項の規定による申請を受けた場合は、質権を取得する者のために参加者口座簿上の質権口座を開設するものとする。
- 3 第 16 条及び第 17 条の規定は、前項の規定により参加者口座簿上の質権口座の開設を認められた者のうち参加者でない者について準用する。この場合において、これらの規定中「口座の開設を認められた者」とあるのは「参加者口座簿上の質権口座の開設を認められた者(参加者を除く。)」と、「口座開設金」とあるのは「質権口座開設金」と、「口座を」とあるのは「参加者口座簿上の質権口座を」と読み替えるものとする。
- 4 第 1 項から第 3 項までの規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。)附則第 10 条の規定に基づき、機構に対し、株券(当該株券に係る株式について参加者が株主であるものに限る。以下この項において同じ。)を預託しようとする質権者について準用する。この場合において、第 1 項中「参加者自己分について質権を取得する者」とあるのは「株券を預託しようとする質権者」と、「質権を設定する者とともに、機構に対し」とあるのは「機構に対し」とそれぞれ読み替え、第 2 項中「質権を取得する者」とあるのは「株券を預託しようとする質権者」と読み替えるものとする。

(参加者口座簿の保存)

- 第 26 条 機構は、参加者口座簿を適正かつ確実に保存するものとする。ただし、その記載で現に効力を有するものでなくなった時から 10 年を経過したものについては、その記載を消除し、又はその記載に係る部分を廃棄することができる。

(参加者口座簿の写しの交付請求)

- 第 27 条 参加者若しくは参加者口座簿に記載された質権者又は顧客は、機構に対し、利害関係を有する部分に限り、参加者口座簿の写しの交付を請求することができる。
- 2 機構に対してする前項の交付の請求の方法については、規則で定める。

(信託財産表示の請求等)

- 第 28 条 参加者は、機構に対し、参加者口座簿にその参加者口座の株式につき信託財産である旨の記載を請求することができる。
- 2 参加者は、機構に対し、参加者口座簿に信託財産である旨の記載の抹消を請求することができる。
- 3 機構は、前 2 項の規定により請求を受けた場合は、参加者口座簿に当該請求に係る所要の記載をする。

(規則への委任)

第29条 この目に定めるもののほか、参加者口座簿の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

第2目 顧客口座及び顧客口座簿等の取扱い

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項等)

第30条 顧客から預託を受けた株券を機構に預託する参加者は、その顧客のための口座(以下「顧客口座」という。)を開設し、顧客口座簿を作成し、これを備えなければならない。

2 顧客口座簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- (1) 顧客の氏名及び住所
- (2) 会社の商号、株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数
- (3) 株式数の増減の原因及び年月日
- (4) 預託株券が信託財産である場合は、その旨の表示及びその記載又は記録の年月日
- (5) 預託株券に関し差押命令等により処分の制限がされた場合は、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日
- (6) その他規則で定める事項

3 顧客口座簿上に、機構に預託した顧客の株券の株式を質権の目的とする口座(以下「顧客口座簿上の質権口座」という。)を開設した場合は、顧客口座簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- (1) 質権者の氏名及び住所
- (2) 質権設定者の氏名及び住所
- (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項
- (4) その他規則で定める事項

4 参加者は、前2項の記載事項又は記録事項につき変更があったことを知った場合は、遅滞なくその記載又は記録をしなければならない。

5 参加者は、顧客口座簿の記載又は記録に誤りがあることが明らかとなった場合は、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

6 参加者は、前項の記載又は記録の訂正をした結果、顧客口座簿の口座残高に変更が生じることとなった場合は、遅滞なく、その旨を当該顧客口座簿に係る顧客又は当該顧客口座簿に記載され、若しくは記録された質権者に通知しなければならない。

(顧客口座等の開設)

第31条 参加者が顧客又は機構に預託した顧客の株券の株式について質権を取得する者(以下この条において「顧客等」という。)のために顧客口座又は顧客口座簿上の質権口座を開設するには、規則で定めるところにより、預託株券の取扱いに関し、顧客等と、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

- (1) 法及び施行規則で定めるところにより預託株券を取り扱うこと。
- (2) この規程及び規則その他機構が定めるところにより預託株券を取り扱うこと。

(顧客口座簿の保存)

第 32 条 参加者は、顧客口座簿を適正かつ確実に保存するものとする。ただし、その記載又は記録で現に効力を有するものでなくなった時から 10 年を経過したものについては、その記載又は記録を削除し、又はその記載又は記録に係る部分を廃棄することができる。

(顧客口座簿の写しの交付請求)

第 33 条 顧客又は顧客口座簿に記載され、若しくは記録された質権者は、参加者に対し、利害関係を有する部分に限り、顧客口座簿の写し(顧客口座簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面をいう。以下同じ。)の交付を請求することができる。

(信託財産表示の請求等)

第 34 条 預託株券が信託財産である場合は、顧客は参加者に対し、顧客口座簿に信託財産である旨を記載し、又は記録することを請求することができる。

2 顧客は参加者に対し、顧客口座簿に信託財産である旨の記載又は記録の抹消を請求することができる。

3 参加者は、前2項の規定により請求を受けた場合は、当該請求に係る顧客口座簿に所要の記載又は記録をする。

(規則への委任)

第 35 条 この目に定めるもののほか、顧客口座及び顧客口座簿等の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

第3目 預託の取扱い

(顧客からの株券の預託等)

第 36 条 参加者は、顧客から機構に預託する株券の預託を受けた場合(参加者が、決済合理化法附則第 11 条に基づき株券を機構に預託する場合を含む。)は、当該株券を精査、確認した後、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。

2 参加者は、前項の記載又は記録をした場合は、遅滞なく、顧客が預託したものである旨を明らかにして機構に当該記載又は記録に係る株券を提出しなければならない。ただし、参加者が、他の顧客又は顧客口座簿に記載され、若しくは記録された質権者からの請求に基づき株券の交付をするため、当該株券を必要とするときは、この限りでない。

3 参加者は、顧客から当該顧客を質権者とする株券の預託を受けることができない。

4 参加者は、自己の有する株券及び顧客から預託を受けた株券について株券喪失登録がされていないことを確認した場合は、その旨を機構が定める書面に記載しなければならない。

5 参加者は、自己の有する株券及び顧客から預託を受けた株券について偽造又は変造されて

いる疑いがあると認められる場合は、機構に対し、直ちにその特徴を通知しなければならない。

- 6 参加者は、第3項の規定にかかわらず、決済合理化法附則第10条の規定に基づき、顧客から当該顧客を質権者とする株券の預託を受けることができる。

(顧客から預託を受けた株券の保管)

第37条 参加者は、前条第1項の記載又は記録をした株券については、同条第2項本文の規定により機構に提出をし、又は同項ただし書に規定する交付をするまでの間、他の株券と分別して保管しなければならない。この場合において、参加者は、前条第1項の記載又は記録をした株券を顧客ごとに分別しないで保管することができる。

(参加者からの株券の預託等)

第38条 機構は、参加者から当該参加者が有する株券及びその顧客から預託を受けた株券の預託を受けた場合は、当該株券を精査、確認した後、参加者口座簿に所要の記載をする。

2 機構は、参加者から当該参加者を質権者とする株券の預託を受けないものとする。

3 機構は、参加者から当該参加者が有する株券及びその顧客から預託を受けた株券の預託を受けようとする場合において、第36条第4項に規定する機構が定める書面に株券喪失登録がされていないことを確認した旨が記載されていないときは、当該株券について預託を受けないものとする。

4 機構は、第2項の規定にかかわらず、決済合理化法附則第10条の規定に基づき、参加者が当該参加者を質権者とする株券(当該株券に係る株主が他の参加者であるものに限る。)の預託をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該預託を受けることができる。

(規則への委任)

第39条 この目に定めるもののほか、預託の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

第4目 預託についての特別な取扱い

(新株式の交付の場合における通知等)

第40条 預託株券の株式につき、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下同じ。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付があった場合は、その新たに交付された株式について、機構は、会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。次項において同じ。)から実質株主(法第30条第1項の規定による預託株券の共有者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所、株式の種類及び株式数(株券の追加発行による株式の分割及び株式無償割当てに際しては、預託株券の株式の数(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した

数)を含む。)並びに株式取得の年月日の通知を受けるものとする。

- 2 機構は、前項の規定により会社から通知を受けた場合は、参加者に顧客口座簿の記載又は記録に必要な事項の通知をし、参加者口座簿に所要の記載をする。
- 3 参加者は、前項の規定により機構から通知を受けた場合は、当該通知に基づき、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、前3項の通知及び記載又は記録に関し必要な事項は、規則で定める。

第5目 募集等に係る預託前株券等の預託に関する取扱い

(預託前株券等の取扱い)

第41条 機構は、機構の行う保管振替業において取り扱う予定の株券の円滑な流通に資するため、準備株券(効力発生日以後株券として発行される予定のもので、会社法第216条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるものを取り扱う。

- (1) 金融商品取引所に上場が予定される株券又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄への指定が予定される株券につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日又は指定日(追加上場される日又は追加で指定される日を含む。以下「上場日等」という。)の前に行う募集(同法第2条第3項に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。)に係る準備株券
 - (2) 金融商品取引所に上場が予定される株券又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄への指定が予定される株券につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日等の前に行う売出し(同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る預託前株券等
 - (3) 金融商品取引所に上場され又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株券の発行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集と併せて行う売出しに係る預託前株券等につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日等の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る預託前株券等
 - (4) 金融商品取引所に上場され又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株券の発行者が行う株式無償割当てにより交付する株式に係る準備株券
 - (5) 金融商品取引所に上場され又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株券の発行者が行う全部取得条項付種類株式の取得により対価として交付する異なる種類の株式に係る準備株券
- 2 前項第1号から第3号までの規定は、外国における募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同項各号中「金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後」とあるのは「金融商品取引法第24条の5第4項に基づく臨時報告書の提出が行われた後」と読み替えるものとする。

(預託前株券等の保管に関する取扱い)

- 第 42 条 機構は、前条第1項各号(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する預託前株券等を、上場日等の3営業日前の日に、会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)から一括して受領し、参加者のために保管する。ただし、会社が前条第1項第3号(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りでない。
- 2 機構は、前項の規定により受領した預託前株券等を、預託株券と分別して保管するものとする。

(預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止)

- 第 43 条 機構は、前条第1項の規定により会社から受領した預託前株券等につき、金融商品取引所への上場が中止され又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄への指定が中止された場合は、当該預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わない。
- 2 前項の規定により預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合の当該預託前株券等の返還その他必要な事項は、規則で定める。

(預託の取扱い)

- 第 44 条 第 42 条第1項に規定する参加者は、上場日等において、同項の規定により機構が保管する株券を機構に引き渡し、預託するものとする。

(機構が行う株券の不足の補てん)

- 第 45 条 機構は、第 42 条第1項の規定により会社から受領した株券に不足が生じたことが明らかとなった場合は、遅滞なく、不足株式数に相当する株券を補てんする。
- 2 機構は、前項の株券の補てんをするために、保険会社と損害保険契約を締結し、その損害保険契約に基づく保険金により株券の補てんをする。
- 3 機構は、前項の保険金のみをもってしては株券の補てんをすることができない場合は、取締役会の定める限度において株券の補てんをする。

(参加者が連帯して行う株券の不足の補てん)

- 第 46 条 第 42 条第1項に規定する参加者は、前条によってもなお株券の補てんがされない場合は、連帯してこれを補てんしなければならない。

(求償権)

- 第 47 条 機構及び参加者は、前2条の規定により株券の補てんをした場合において、その不足の責めに任ずべき者に対し求償する。

(規則への委任)

第 48 条 この目に定めるもののほか、募集若しくは売出し、無償割当てにより交付する株式又は全部取得条項付種類株式の取得により対価として交付する異なる種類の株式に係る預託前株券等の預託に関する取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

第6目 保険業を営む相互会社の株式会社組織への組織変更の際して 発行される株券の預託に関する取扱い

(準備株券の保管に関する取扱い)

第 49 条 機構は、保険業を営む相互会社(以下「保険相互会社」という。)が保険業法第 85 条の規定により株式会社に組織変更することにより発行する株券がその変更と同時に金融商品取引所に上場されることとなる場合は、上場日の3営業日前の日に、当該株券のうち上場日において当該組織変更により株式の割当てを受けた株主(当該保険相互会社から機構に当該割当てに係る株券を引渡すことをもって株券を受領すること並びに当該株券を第 51 条に規定する指定参加者に預託すること及び当該指定参加者が当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した者であって当該保険相互会社から機構に通知された株式数に係るものに限る。)のために保管し、預託を受けることとなるものの準備株券を、当該保険相互会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)から一括して受領し、保管する。

2 機構は、前項の規定により受領した準備株券を、預託株券と分別して保管するものとする。

(準備株券の保管に関する取扱いの廃止)

第 50 条 機構は、前条第1項の規定により保険相互会社から受領した準備株券につき、金融商品取引所への上場が中止された場合は、当該準備株券を機構の行う保管振替業において取り扱わない。

2 前項の規定により準備株券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合の当該準備株券の返還その他必要な事項は、規則で定める。

(預託の取扱い)

第 51 条 指定参加者(第 49 条に規定する保険相互会社が、同条の株主が株券を預託することとなる証券会社として機構に通知した者をいう。)は、あらかじめ了解された手続きに基づき、上場日に当該株主である顧客から、同条の規定により機構が保管する株券の預託を受けた場合は、直ちにこれを機構に引き渡し、預託するものとする。

(規則への委任)

第 52 条 この目に定めるもののほか、保険相互会社の株式会社組織への組織変更の際して発行される株券の預託に関する取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

第7目 預託の制限の取扱い

(預託日の制限)

第 53 条 機構は、次に掲げる日は、株券の預託を受けないことができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。

- (1) 会社法第 124 条第 1 項の規定により会社が定める基準日(第 3 号において同じ。)
- (2) 会社法第 749 条第 1 項第 6 号、第 758 条第 7 号若しくは第 768 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日又は同法第 180 条第 2 項第 2 号、第 754 条第 1 項、第 764 条第 1 項若しくは第 774 条第 1 項に規定する日が到来した日
- (3) 事業年度を 1 年とする会社について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して 6 月を経過した日(会社が会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときの当該基準日を除く。)
- (4) 株式の併合、分割等のため預託株券を会社に提出する場合において機構が必要があると認める日
- (5) 会社が決済合理化法の施行日(決済合理化法附則第 1 条本文の「施行日」をいう。)前にその株式(種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式)に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をした場合(当該決議について当該会社が定めた定款の変更がその効力を生ずる日が決済合理化法の施行日以前である場合に限る。)において、当該定款の変更がその効力を生ずる日の前日

2 機構は、決済合理化法の施行日の 2 週間前の日から施行日の前日までの間、株券の預託を受けないものとする。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。

(預託する株券の券種の制限)

第 54 条 機構は、機構の行う保管振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、大券(1 株(定款で単元株式数(会社法第 2 条第 20 号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。))を定める会社の株式にあつては当該単元株式数)を超える株式数を表象する株券をいう。以下同じ。)による預託を受けないことその他の規則で定める措置を講ずることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。

(規則への委任)

第 55 条 この目に定めるもののほか、預託の制限の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 目 保管の取扱い

(預託株券の混蔵保管)

第 56 条 機構は、預託株券を参加者ごとに分別しないで保管する。

(預託株券の名義書換の請求等)

第 57 条 機構は、参加者から株券の預託を受けた後相当の時期に、当該株券につき、預託株券である旨を明らかにして、会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この条において同じ。)に対し、機構を株主とする名義書換の請求をする。

2 前項の請求を受けた会社は、当該株券が、偽造又は変造されている疑いがあると認められる場合は、機構に対し、直ちにその特徴を通知しなければならない。

3 前項の場合において、当該株券が、偽造又は変造された株券であることが明らかになったときは、機構に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

4 第 1 項の請求を受けた会社は、当該株券が前 2 項に定める場合を除き、規則で定める不適格な株券であることが明らかになったときは、機構に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

(預託株券の大券による保管等)

第 58 条 機構は、預託株券の保管の合理化を図るため必要があると認める場合は、法第 28 条の請求に基づく株券の交付に支障のない範囲内において、会社の株主名簿に預託株券に係る株式である旨が記載され、又は記録され、かつ、自己が株主として記載され、又は記録されている株式(以下「機構名義株式」という。)について、会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人)に対し、株券を大券にして保管するための株券の併合の請求又は会社法第 217 条第 1 項の規定による株券の不所持の申出をする。

(口座残高の通知)

第 59 条 機構は、規則で定めるところにより、参加者口座の残高及び参加者口座簿上の質権口座の残高を、参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知するものとする。

(規則への委任)

第 60 条 この目に定めるもののほか、保管の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 目 預託株券の不足の補てん

(参加者が行う預託株券の不足の補てん)

第 61 条 参加者は、次に掲げる事由により預託株券に不足が生じたことが明らかとなった場合は、不足株式数に相当する株券の補てんをしなければならない。

(1) 当該参加者が備える顧客口座簿の記載又は記録に誤りがあった場合において、他の口座への振替がされたことその他当該顧客口座簿の記載又は記録の訂正をすることができない事由が生じたこと。

(2) 第 36 条第 1 項の記載又は記録をした株券で当該参加者が保管しているものにつき、盗難、紛失又は滅失があったこと。

(3) その他預託株券に関する当該参加者の事務処理が誤ってされたこと。

(参加者が行う株券の差替え)

第 62 条 機構は、参加者から当該参加者が有する株券及びその顧客から預託を受けた株券の預託を受けた場合又は第 57 条に規定する名義書換の請求を行う場合において、参加者から預託を受けた株券が規則で定める不適格な株券であることが明らかになったときは、第 24 条第 6 項の規定により参加者口座簿の記載の訂正をする場合を除き、当該株券を預託した参加者に対し、適格な株券との差替えを請求する。

2 前項の請求を受けた参加者は、遅滞なく、適格な株券との差替えをしなければならない。

(機構が行う預託株券の不足の補てん)

第 63 条 機構は、前 2 条に規定する場合を除き、預託株券に不足が生じたことが明らかとなった場合は、遅滞なく、その補てんをする。前 2 条に規定する場合において、参加者による株券の補てん又は差替えがされないことが明らかとなったときも、同様とする。

2 機構は、前項の株券の補てんをするため、保険会社と損害保険契約を締結し、その損害保険契約に基づく保険金により株券の補てんをする。

3 機構は、前項の保険金のみをもってしては株券の補てんをすることができない場合は、取締役会が定める限度において、株券の補てんをする。

(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)

第 64 条 顧客口座簿を作成し、これを備える参加者(第 61 条及び第 62 条に規定する場合において、参加者による株券の補てん又は差替えがされないことが明らかになったときの当該参加者を除く。)は、前条によってもなお株券の補てんがされない場合は、連帯してこれを補てんしなければならない。

2 前項の規定により連帯して補てんを行う参加者は、預託株券の不足が発生した日(預託株券の不足が発生した日が不明なときは、当該不足が発生したことを機構その他の者が知った日のうち、最も早い日。以下「事故発生日」という。)において参加者であった者(以下この条において単に「参加者」という。)とする。

3 参加者は、一律に定額を負担する補てん(以下「第一次補てん」という。)に係る金銭を支払い、第一次補てんによってもなお株券の補てんがされないときは、預託株券の株式の数に応じて負担する補てん(以下「第二次補てん」という。)に係る金銭を支払うことにより、補てんを行うものとし、それらの具体的な金額の算出方法及び支払方法その他の補てんの方法については、規則で定める。

4 機構は、前項の規定により参加者が支払った金銭を、預託株券の不足の補てんに充当する。

5 参加者は、参加者でなくなった後も 5 年を経過するまでの間、前各項の規定による補てんの責任を負う。

(求償権)

第 65 条 機構及び参加者は、第 61 条から前条までの規定により株券の補てん又は差替えをした場合において、その不足の責めに任ずべき者に対し求償するものとする。

(規則への委任)

第 66 条 この目に定めるもののほか、預託株券の不足の補てんに関し必要な事項は、規則で定める。

第2款 口座振替

第1目 顧客口座簿における振替の取扱い等

(顧客等からの振替請求に基づく顧客口座簿の記載又は記録等)

第 67 条 参加者は、顧客又は顧客口座簿に記載され、若しくは記録された質権者(以下「顧客等」という。)からその口座の株式につき、他の口座への振替の請求を受けた場合は、当該顧客等が指定した振替をする日に、顧客口座簿に当該顧客等の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。

2 参加者は、前項の請求が、自己が備える顧客口座簿上の他の口座への振替を内容とするものである場合は、前項の記載又は記録をするとともに、当該他の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。

3 参加者は、第1項の請求が、他の参加者の口座又は他の参加者が備える顧客口座簿上の顧客口座への振替を内容とするものである場合は、機構に対し、振替の請求をしなければならない。

4 参加者は、参加者口座の自己分の株式を、自己が備える顧客口座簿上の顧客口座へ振り替える場合は、顧客口座簿に当該顧客等の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。

第2目 参加者口座簿における振替の取扱い等

(参加者等からの振替請求に基づく参加者口座簿の記載等)

第 68 条 機構は、参加者又は参加者口座簿に記載された質権者(以下「参加者等」という。)からその口座の株式につき、他の口座への振替の請求を受けた場合は、当該参加者等が指定した振替をする日に、参加者口座簿に当該参加者等の口座に係る所要の記載をし、かつ、振替先の参加者等の口座に係る所要の記載をする。

2 機構は、前項の記載をした場合は、規則で定めるところにより、振替の請求をした参加者等及び振替先の参加者等に振替済みの通知をする。

(指定金融商品取引清算機関からの振替請求に基づく参加者口座簿の記載等)

第 69 条 機構は、参加者のうち指定金融商品取引清算機関(金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいう。)のうち、規則で指定する者をいう。以下同じ。)が対象取引(金融商品債務引受業(同法第 2 条第 28 項に規定する金融商品債務引受業をいい、当該指定金融商品取引清算機関が同法第 156 条の 6 第 1 項の業務を行う場合にあっては、同法第 156 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。)の対象とする債務の起因となる取引であって、当該指定金融商品取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。)の決済に係る株券の授受のための振替の請求を、清算参加者(当該指定金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該指定金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)であって株券の渡方の参加者に代わって当該指定金融商品取引清算機関から受けた場合は、当該指定金融商品取引清算機関が指定した振替をする日に、参加者口座簿に当該振替に係る所要の記載をする。

2 機構は、前項の記載をした場合は、規則で定めるところにより、振替の請求をした指定金融商品取引清算機関及び前項の参加者に振替済みの通知をする。

第 70 条 削除

(機構からの振替済通知に基づく顧客口座簿の記載又は記録)

第 71 条 参加者は、機構から振替済みの通知を受けた場合において、当該振替が自己が備える顧客口座簿上の顧客口座に係るものであるときは、その通知を受けた日に、顧客口座簿に当該顧客等の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。

第 3 目 振替の制限の取扱い

(振替日の制限)

第 72 条 機構は、第 40 条第 1 項の規定による通知を受けることとなる場合において必要があると認めるときは、当該預託株券に係る振替をしない日を指定することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知するものとする。

(規則への委任)

第 73 条 この款に定めるもののほか、口座振替に関し必要な事項は、規則で定める。

第 3 款 株券の交付

第 1 目 参加者に対する交付請求の取扱い

(顧客等からの株券の交付請求等)

第 74 条 参加者は、顧客等からその口座の株式数に応じた株券の交付の請求を受けた場合は、

遅滞なく、機構に対し、株券の交付の請求をしなければならない。ただし、第 36 条第1項の記載又は記録をした株券で当該参加者が保管しているものを交付する場合は、この限りでない。

- 2 参加者は、機構から前項の請求に基づく株券の交付を受けた場合にあっては直ちに、前項ただし書に規定する株券を交付する場合にあっては交付すべき株券が特定したときに、顧客口座簿に当該顧客等の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。
- 3 参加者は、単元未満株式(会社法第 189 条第1項に規定する単元株式数に満たない数の株式をいう。以下同じ。)に係る株券(以下「単元未満株券」という。)を発行しない旨を定款に定める会社の単元未満株券については、顧客等からの交付の請求に応じることができない。

第2目 機構に対する交付請求の取扱い

(参加者等からの株券の交付請求等)

- 第 75 条 機構は、参加者等からその口座の株式数に応じた株券の交付の請求を受けた場合は、当該参加者等が指定した交付をする日に、参加者口座簿に当該参加者等の口座に係る所要の記載をし、株券を交付する。
- 2 機構は、単元未満株券を発行しない旨を定款に定める会社の単元未満株券については、参加者等からの交付の請求に応じないものとする。

第3目 交付の延期と制限の取扱い

(株券の交付の延期)

- 第 76 条 機構は、やむを得ない事由により、前条第1項に規定する参加者等が指定した交付をする日において同項に規定する株券の交付の請求に応じることができない場合は、速やかに、その旨及び株券を交付することができる日をその請求をした者に通知するものとする。

(交付日の制限)

- 第 77 条 機構は、第 53 条の規定により株券の預託を受けないものとした日は、株券の交付をしないものとする。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知するものとする。
- 2 機構は、決済合理化法の施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間、株券の交付をしないものとする。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知するものとする。

第4目 単元未満株式の買取請求等の取扱い

(単元未満株式の買取請求)

- 第 78 条 機構は、実質株主たる参加者が法第 34 条第1項第1号の規定による買取請求をする場合、又は実質株主たる顧客が参加者を經由して同項の規定による買取請求をする場合は、

これを会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)に取り次ぐ。

- 2 前項の規定による買取請求の取次ぎをする場合において、機構は、買取請求に係る单元未満株式の数に相当する株式数の株券を会社に提出する。ただし、機構名義株式で株券が発行されていないものの数が当該单元未満株式の数以上であるときは、この限りでない。
- 3 機構は、会社に第1項の規定により請求を取り次いだ場合は、その旨を参加者に通知をし、当該請求に係る参加者口座簿に所要の記載をする。
- 4 参加者は、前項の規定により受けた通知が顧客のした買取請求に係るものである場合は、顧客口座簿に所要の記載又は記録をするものとする。

(单元未満株式の売渡請求)

- 第 78 条の2 機構は、実質株主たる参加者が法第 34 条第1項第2号の規定による売渡請求をする場合、又は実質株主たる顧客が参加者を經由して同号の規定による売渡請求をする場合は、これを会社に取り次ぐ。
- 2 参加者は、会社から前項の規定による売渡請求に係る株式の移転を受けた場合は、顧客口座簿に所要の記載又は記録をするものとする。

第5目 三角合併等の取扱い

(三角合併等の取扱い)

- 第 78 条の3 会社が合併、会社分割、株式交換及び株式移転することに伴い、その対価として第9条の規定に基づき機構が取り扱う株券以外の株式が交付される場合の取扱いについては、機構がその都度定めるものとする。

(規則への委任)

- 第 79 条 この款に定めるもののほか、株券の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 預託株券に関する権利行使

(株主名簿の記載又は記録及び株券に関する権利行使)

- 第 80 条 機構は、機構名義株式につき、株主名簿の記載又は記録及び株券に関してのみ、株主としての権利を行使する。

第3節 実質株主の通知等

第1款 実質株主の通知

(実質株主の報告)

第 81 条 参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 3 条第 3 項若しくは同法附則第 6 条第 3 項の規定に基づき、機構に対し、当該各号に定める実質株主（当該参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係るものに限る。）について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数その他規則で定める事項を機構に報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該株式に係る顧客（施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、顧客から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者）を実質株主として報告しなければならない。

(1) 会社が基準日（会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日をいう。第 3 号において同じ。）を定めたとき。

その日の実質株主

(2) 会社法第 749 条第 1 項第 6 号、第 758 条第 7 号若しくは第 768 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日又は同法第 180 条第 2 項第 2 号、第 754 条第 1 項、第 764 条第 1 項若しくは第 774 条第 1 項に規定する日が到来したとき。

その日の実質株主

(3) 事業年度を 1 年とする会社について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して 6 月を経過したとき（会社が会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）。

当該事業年度の開始の日から起算して 6 月を経過した日の実質株主

(4) 会社が決済合理化法の施行日前にその株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式。次号において同じ。）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたとき（当該決議について当該会社が定めた定款の変更がその効力を生ずる日が決済合理化法の施行日以前である場合に限る。）。

当該定款の変更がその効力を生ずる日の前日の実質株主

(5) 決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている会社について、決済合理化法の施行日が到来したとき。

決済合理化法の施行日の前日の実質株主

（実質株主の通知）

第 82 条 機構は、前条各号のいずれかに該当した場合は、法第 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 3 条第 2 項若しくは同法附則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会社（株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。）に対し、当該各号に定める実質株主について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数その他規則で定める事項を、速やかに会社に対し通知するものとする。この場合において、機構は、参加者が自己分として預託した株券の株式に係る実質株主についてはその参加者（施行規則第 10 条第 1 項に規定する場合において、参加者から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者）を、参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係る実質株主については前条の規定により参加者から報告を受けた者を、実質株主として通知する。

(実質株主の氏名・住所の通知等の方法)

第 83 条 参加者が第 81 条の規定により機構に対してする実質株主の報告(以下「実質株主報告」という。)のうち実質株主の氏名及び住所その他規則で定める事項については、参加者が実質株主ごとに付した番号(以下「実質株主管理番号」という。)によるものとする。

2 参加者は、前条の規定により機構が会社に対してする実質株主の通知(以下「実質株主通知」という。)に係る第 81 条各号の日の前営業日までに、実質株主管理番号並びにその実質株主管理番号に係る実質株主の氏名及び住所その他の機構が定める事項を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定により参加者から実質株主として通知された者が、当該参加者又は他の参加者から実質株主として報告されている者同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る第 81 条の規定によって報告された株式数を合算した株式数によって、前条の実質株主通知を行うものとする。

第 84 条 削除

第2款 実質株主に関する減少・抹消の通知等

(実質株主でなくなった旨等の通知)

第 85 条 機構は、会社から法第 31 条第 5 項の規定による請求を受けた場合において、参加者に対し、実質株主として通知をした者が実質株主でなくなっているときはその旨を、その通知をした株式数が減少しているときはその株式数の減少を報告するよう求めるものとする。

2 参加者は、機構から前項の規定により報告を求められた場合において、機構に対し、実質株主として通知した者が実質株主でなくなっているときはその旨を、その通知をした株式数が減少しているときはその株式数の減少を報告しなければならない。

3 機構は、参加者口座簿の記載及び前項の報告に基づき、会社に対し、実質株主として通知をした者が実質株主でなくなっている場合はその旨を、その通知をした株式数が減少している場合はその株式数の減少を通知するものとする。

(実質株主の申出に関する帳簿)

第 86 条 機構及び参加者は、機構にあつては第 82 条後段の申出の内容を記載する帳簿、参加者にあつては第 81 条後段の申出の内容を記載し、又は記録する帳簿を作成し、これを備え、その申出があつた場合は、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(1) 申出をした参加者の名称及び住所又は顧客の氏名及び住所

(2) 申出の年月日

(3) 申出に係る他の者の氏名及び住所並びに株式の銘柄及び株式数

(4) その他規則で定める事項

2 前項の帳簿の記載又は記録で申出の日から 10 年を経過したものは、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(規則への委任)

第 87 条 この節に定めるもののほか、実質株主の通知等に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 新株予約権付社債券の保管及び振替に関する取扱い

第1節 新株予約権付社債券の預託、口座振替及び交付

(準用規定)

第 88 条 前章第1節の規定(第 25 条第4項、第 36 条第4項から第6項、第 38 条第3項及び第4項、第1款第4目、第6目及び第7目並びに第 57 条、第 58 条、第 72 条、第 74 条第3項、第 75 条第2項及び第 77 条から第 78 条の2までの規定を除く。)は、新株予約権付社債券について準用する。ただし、第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については、第 41 条から第 44 条まで及び第 48 条を除く。

2 前項の場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準備新株予約権付社債券の取扱い)

第 88 条の2 機構は、第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の保管及び受渡しの合理化を図るため、当該新株予約権付社債券に係る準備新株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、会社法第 292 条第1項に規定する事項を記載したものをいう。以下この条において同じ。)を取り扱う。

2 機構は、払込期日に、新株予約権付社債の割当てを受ける参加者その他規則で定める者のために、前項の準備新株予約権付社債券を会社(当該新株予約権付社債券の発行事務につき、会社から代行の委託を受けた発行事務代行会社を含む。以下この条において同じ。)から一括して受領し、保管する。

3 機構は、前項の規定により受領した準備新株予約権付社債券を、預託新株予約権付社債券と分別して保管するものとする。

4 機構は、第2項の規定により会社から受領した準備新株予約権付社債券につき、会社による払込みの証明が行われない場合又は会社が新株予約権付社債券の発行を中止した場合は、当該準備新株予約権付社債券を機構の行う保管振替業において取り扱わない。

5 前項の規定により準備新株予約権付社債券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合の当該準備新株予約権付社債券の返還その他必要な事項は、規則で定める。

6 第2項に規定する参加者(その他規則で定める者の代理人としての参加者を含む。)は、払込期日の翌営業日において、同項の規定により機構が保管する新株予約権付社債券を機構に引き渡し、預託するものとする。

7 この条に定めるもののほか、第1項に規定する準備新株予約権付社債券の預託に関する取

扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(新株予約権付社債の承継に伴う取扱い)

第 88 条の 3 機構は、存続会社、新設会社、完全親会社又は承継会社(以下この条において「存続会社等」という。)が合併、会社分割、株式交換及び株式移転に際し、消滅会社、完全子会社又は分割会社(以下この条において「消滅会社等」という。)の発行する新株予約権付社債に係る債務を承継する場合には、預託されている消滅会社等の新株予約権付社債券(以下「承継新株予約権付社債券」という。)の提出及び存続会社等の準備新株予約権付社債券(会社法第 749 条第 1 項第 6 号、第 758 条第 7 号若しくは第 768 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日又は第 754 条第 1 項、第 764 条第 1 項若しくは第 774 条第 1 項に規定する日(以下この条において「効力発生日等」という。)以後に交付されるもので、同法第 292 条第 1 項に規定する事項を記載したものをいう。以下この条において同じ。)の受領を行うものとする。

- 2 機構は、効力発生日等の前営業日に、承継新株予約権付社債券を消滅会社等(当該新株予約権付社債券の期中事務につき、消滅会社等から代行の委託を受けた期中事務代行会社を含む。)に提出する。
- 3 機構は、効力発生日等の前営業日において、消滅会社等に提出した承継新株予約権付社債券に相当する第 1 項の準備新株予約権付社債券を存続会社等(当該新株予約権付社債券の発行事務につき、会社から代行の委託を受けた発行事務代行会社及び前条第 6 項に規定する参加者を含む。)から一括して受領し、保管する。
- 4 前条第 3 項の規定は、存続会社等から受領した準備新株予約権付社債券の保管について準用する。
- 5 存続会社等は、効力発生日等の翌営業日(会社法第 749 条第 1 項第 6 号、第 758 条第 7 号又は第 768 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日にあっては、当該効力発生日)において、第 3 項の規定により機構が保管する新株予約権付社債券を機構に引き渡し、預託するものとする。
- 6 この条に定めるもののほか、第 1 項に規定する準備新株予約権付社債券の預託に関する取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(預託、口座振替及び交付)

第 89 条 参加者は、第 9 条第 2 号、第 3 号及び第 8 号に規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、金融商品取引所又は日本証券業協会が定める売買単位の整数倍により行う。

- 2 参加者は、第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、各新株予約権付社債券の金額の整数倍により行う。

(預託日、振替日及び交付日の制限)

第 90 条 機構は、次に掲げる日は、機構が別に定める場合を除き、新株予約権付社債券の預託を受けないことができる。

- (1) 新株予約権付社債券の元利払期日(償還期日又は利払期日(当該日が銀行休業日にあたる場合は、当該新株予約権付社債券の契約において定める日。以下同じ。)をいう。)の前営業日
 - (2) 会社が抽せんにより新株予約権付社債券の一部を償還する場合における当せん番号の発表日(以下、「抽せん償還に係る当せん番号発表日」という。)及びその前営業日
 - (3) 第88条の3第1項に規定する効力発生日等の2営業日前の日以降の日
 - (4) 取得条項付新株予約権付社債券の全部取得日の前営業日以降の日
- 2 機構は、前項各号に定める日は、機構が別に定める場合を除き、新株予約権付社債券に係る振替をしないことができる。
 - 3 機構は、次に掲げる日は、新株予約権付社債券の交付をしないものとする。
 - (1) 第1項第1号、第3号及び第4号に定める日
 - (2) 抽せん償還に係る当せん番号の発表日及びその翌営業日
 - 4 機構は、決済合理化法の施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間、機構が別に定める場合を除き、新株予約権付社債券の預託を受けないものとする。
 - 5 機構は、前項の定める期間、機構が別に定める場合を除き、新株予約権付社債券の交付をしないものとする。
 - 6 前5項の場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知するものとする。

(抽せん償還が行われる場合の取扱い)

第91条 前条第1項第2号に規定する場合は、参加者は、抽せん償還に係る当せん番号発表日の前営業日までに、請求により当該新株予約権付社債券の交付を受けなければならない。

第2節 新株予約権の行使等

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使)

- 第92条 機構は、預託新株予約権付社債券について、参加者から新株予約権の行使の申出を受けた場合又は顧客から参加者を經由して新株予約権の行使の申出を受けた場合は、遅滞なく、会社に対し、その新株予約権の行使をする。
- 2 参加者は、顧客からの新株予約権の行使の申出を機構に取り次ぐ場合は、機構に対し、その新株予約権の行使により新たに交付される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該顧客(施行規則第11条において準用する施行規則第10条第2項に規定する場合において、当該顧客から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者)を実質株主となるべき者として報告しなければならない。
 - 3 機構は、第1項の規定により新株予約権の行使をする場合は、会社に対し、参加者が自己分として預託することとなるべき株券の株式については当該参加者(施行規則第11条において準用する施行規則第10条第1項に規定する場合において、当該参加者から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者)を、参加者が顧客預託分として

預託することとなるべき株券の株式については前項の規定により参加者から報告を受けた者を、実質株主となるべき者として通知する。

- 4 第40条の規定は第1項の規定による新株予約権の行使により新たに株式が交付された場合について、第86条の規定は第2項後段及び前項の規定により顧客又は参加者から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があった場合について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に関し必要な事項は、規則で定める。

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替)

第92条の2 会社は、参加者又は顧客の請求に基づき機構が預託新株予約権付社債券に係る新株予約権を行使した場合であって、かつ、会社が有する自己の株式が当該会社の株主名簿管理人となっている参加者(以下この条において「振替元参加者」という。)の顧客口座簿に記載又は記録されているときは、当該顧客口座簿に記載又は記録されている株式につき、当該新株予約権の行使又は取次ぎを行った参加者(以下この条において「振替先参加者」という。)の口座への振替を振替元参加者に対して請求することができる。

- 2 振替元参加者は、前項の請求を受けた場合は、会社が指定する日に、当該振替に係る株式の数について顧客口座簿に減少の記載又は記録をし、かつ、規則に定めるところにより機構に対して通知をしなければならない。
- 3 機構は、前項の通知を受けた場合は、振替元参加者が指定する日に、当該振替に係る株式の数について振替元参加者の口座に減少の記載又は記録をするとともに、振替先参加者の口座に増加の記載又は記録をし、かつ、規則で定めるところにより振替先参加者に対して通知をする。
- 4 振替先参加者は、前項の通知を受けた場合は、当該振替を受けた日に、当該振替に係る株式について顧客口座簿に増加の記載又は記録をしなければならない。ただし、当該新株予約権の行使をした顧客がいないときは、この限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替に関し必要な事項は、規則で定める。

(取得条項付新株予約権付社債の全部取得)

第92条の3 機構は、会社が取得条項付新株予約権付社債を全部取得し、対価として新たに当該会社の株式を交付する場合には、会社に対する預託新株予約権付社債券の提出、新たに交付される株式の株主となるべき者の通知及び新たに交付される株式に係る株券の受領を行うものとする。

- 2 参加者は、会社が取得条項付新株予約権付社債を全部取得し、対価として新たに当該会社の株式を交付する場合には、当該新株予約権付社債の全部取得日の前営業日に機構に対し、預託新株予約権付社債券につき、新たに交付される株式の株主となるべき者の氏名及び住所を報告しなければならない。この場合において、参加者はその顧客(施行規則第11条において準用する施行規則第10条第2項に規定する場合において、当該顧客から他の者が株主

となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者)を株主となるべき者として報告しなければならない。

- 3 機構は、第1項の規定により、会社に新たに交付される株式の株主となる者を通知する場合には、参加者が自己分として預託することとなる株券の株式については当該参加者(施行規則第11条において準用する施行規則第10条第1項に規定する場合において、当該参加者から他の者が株主となるべきものである旨の申出があったときは、当該他の者)を、参加者が顧客預託分として預託することとなる株券の株式については前項の規定により参加者から報告を受けた者を株主として通知する。
- 4 前2項の新たに交付される株式の株主となるべき者の機構に対する報告及び機構による会社に対する株主となるべき者の通知は、第83条第1項の規定による実質株主管理番号並びに当該実質株主管理番号に係る新たに株主となるべき者の氏名及び住所により行うものとする。
- 5 第40条の規定は、第1項の規定による取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、預託新株予約権付社債につき、新たに株式が交付された場合について準用する。
- 6 前条第3項の規定は、第1項の規定による取得条項付新株予約権付社債の全部取得にともない、預託新株予約権付社債につき、会社の有する自己株式を口座振替により交付する場合について準用する。
- 7 会社は、第1項に規定する新たに交付される株式の株券について、規則で定める日に機構に引き渡し、預託するものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 単元未満株式の買取請求

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う単元未満株式の買取請求)

- 第93条 機構は、参加者又は顧客が預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に当該新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求を行う場合は、これを会社に取り次ぐものとする。
- 2 前項の規定による買取請求の取次ぎをする場合において、機構が会社に対して行う買取請求に係る単元未満株式の数に相当する株式数の株券の提出については、第92条による預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使により新たな株式が交付されたときに、当該株券の提出が行われたものとして取り扱う。
- 3 機構は、会社に第1項の規定により請求を取り次いだ後、第92条第4項において準用する第40条第1項に規定する会社からの通知を受領した場合は、その旨を参加者に通知をし、当該請求に係る参加者口座簿に所要の記載をする。
- 4 参加者は、前項の規定により受けた通知が顧客のした買取請求に係るものである場合は、顧客口座簿に所要の記載又は記録をする。
- 5 前各項に定めるもののほか、預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に行

う当該新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求に関し必要な事項は、規則で定める。

第4節 元利金の支払い

(指定元利金支払事務取扱参加者の届出)

第 94 条 参加者は、預託新株予約権付社債券(第9条第4号又は第8号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者又は財務代理人(元利金支払事務の委託を会社から受けた事務代行会社(会社法第 703 条に規定する社債管理者の資格の要件を満たすものに限る。)をいう。以下同じ。)を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者(以下「元利金支払事務取扱参加者」という。)の中から、参加者自己及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。

2 前項において、他の参加者を指定元利金支払事務取扱参加者とする場合は、参加者は、あらかじめ当該他の参加者の了承を得なければならない。

(元利払期日の到来した新株予約権付社債券の取扱い)

第 95 条 機構は、元利払期日の2営業日前の日の営業時間終了時において預託されている新株予約権付社債券については、当該預託新株予約権付社債券に係る参加者の委任に基づき、機構は利札の切離し及び指定元利金支払事務取扱参加者への利札又は新株予約権付社債券の呈示その他の元利金の請求に関する事務を行うものとする。

2 機構が前項に規定する償還期日の到来した預託新株予約権付社債券の償還金の請求に係る事務を行う場合は、参加者は、機構が定めるところにより当該預託新株予約権付社債券に係る交付請求を行うものとし、機構は、償還期日において参加者口座簿に当該預託新株予約権付社債券に係る所要の記載をする。

3 参加者は、前項に規定する交付請求に係る預託新株予約権付社債券が顧客預託分である場合は、償還期日において顧客口座簿に所要の記載又は記録をする。

(元利金支払事務取扱参加者に係る機構の事務)

第 96 条 機構は、預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾に基づき、元利金支払事務取扱参加者に代わって次に掲げる事務を行う。

(1) 代表社債管理者(新株予約権付社債の社債管理者(社債募集の受託会社を含む。))又は担保付社債信託法(明治 38 年第 52 号)第5条に規定する信託会社の代表であって、かつ、会社との契約により当該新株予約権付社債の元利金の支払に必要な資金(以下「元利金支払基金」という。)を受領し、各元利金支払事務取扱者に分配する者をいう。以下同じ。)に対する元利金支払基金の請求

(2) 代表財務代理人(新株予約権付社債の財務代理人の代表であって、かつ、会社との契約

により元利金支払基金を受領し、各元利金支払事務取扱者に分配する者をいう。以下同じ。)に対する元利金支払基金の請求

- (3) 前2号に規定する元利金支払基金の代理受領及び元利金支払事務取扱参加者への支払い
- (4) 元利金支払いの対象となった利札及び新株予約権付社債券の支払済処理
- (5) 前号の処理を行った利札及び新株予約権付社債券の代表社債管理者又は代表財務代理人への提出及び支払報告

(規則への委任)

第 97 条 この章に定めるもののほか、新株予約権付社債券の保管及び振替に関する取扱いについて必要な事項は、規則で定める。

第6章 投資証券の保管及び振替に関する取扱い

(準用規定)

第 98 条 第4章の規定(第 25 条第4項、第 36 条第4項から第6項、第 38 条第3項及び第4項、第1節第1款第6目、第 53 条第1項第3号及び第5号、第 57 条(第1項を除く。)、第 74 条第3項、第 75 条第2項、第 78 条、第 78 条の2並びに第 81 条第3号及び第4号の規定を除く。)は、投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質投資主」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(規則への委任)

第 99 条 この章に定めるもののほか、投資証券の保管及び振替に関する取扱いについて必要な事項は、規則で定める。

第7章 協同組織金融機関の優先出資証券の保管及び振替に関する取扱い

(準用規定)

第 100 条 第4章の規定(第 25 条第4項、第 36 条第5項及び第6項、第 38 条第4項、第1節第1款第6目、第 53 条第1項第5号、第 57 条(第1項を除く。)、第 74 条第3項、第 75 条第2項、第 78 条、第 78 条の2並びに第 81 条第4号の規定を除く。)は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質優先出資者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(規則への委任)

第 101 条 この章に定めるもののほか、協同組織金融機関の優先出資証券の保管及び振替に

関する取扱いについて必要な事項は、規則で定める。

第8章 削除

第102条から第110条まで 削除

第9章 手数料

(手数料)

第111条 参加者は次の第1号から第4号までに掲げる手数料を、参加者口座簿に記載された質権者は次の第2号から第4号までに掲げる手数料を、それぞれ機構に納入しなければならない。

- (1) 預託手数料
- (2) 振替手数料
- (3) 交付手数料
- (4) 保管手数料

2 前項に掲げる手数料の料率並びに前項に掲げる手数料以外の手数料及びその料率は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

第10章 業務の一部委託

(業務の一部委託)

第112条 機構は、機構の行う保管振替業を運営するために必要があると認める場合は、主務大臣の承認を受けて、その業務の一部を他の者に委託することができる。

2 前項の場合において、機構は、委託しようとする業務を適正、確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する法人の中から受託者を選定するものとする。

3 機構は、業務の委託に関し、受託者と、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

- (1) 業務の内容及び範囲
- (2) 委託する期間
- (3) 機構が、受託者に対し、委託業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は関係書類その他の物件を調査することができること。
- (4) その他必要な事項

第11章 雑 則

(必要な措置等)

第113条 機構は、機構の行う保管振替業を適正かつ確実に行うため、この規程に定めるもののほか必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(免責)

第 114 条 機構は、参加者が機構との間の保管振替業に係る業務に関して損害を受けることがあっても、機構に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

附 則

- 1 この規程は、機構が財団法人証券保管振替機構(以下「財団」という。)から保管振替業の譲渡を受けた日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 財団が定める業務規程(以下「財団規程」という。)に基づき財団が施行日前に取り扱っていた有価証券は、施行日以後、この規程に基づき機構が取り扱う。
- 3 財団規程に基づき財団が施行日前に口座を開設した者は、施行日以後においては、この規程に基づく参加者とみなす。
- 4 財団規程に基づき財団が施行日前に参加者口座簿上に参加者自己分を質権の目的とする口座を開設した者は、施行日以後においては、この規程に基づく参加者口座簿に記載された質権者とみなす。
- 5 財団規程に基づき財団が施行日前に参加者から預託を受けた有価証券は、施行日以後においては、この規程に基づく預託株券、預託新株予約権付社債券、預託投資証券、預託優先出資証券及び預託受益証券とみなす。
- 6 財団規程に基づき財団が施行日前に作成した参加者口座簿その他の帳簿は、施行日以後においては、この規程に基づく参加者口座簿その他の帳簿とみなす。
- 7 財団規程に基づき財団が施行日前に参加者又は参加者口座簿に記載された質権者に対して行った有価証券の交付は、施行日以後においては、この規程に基づく機構による株券、新株予約権付社債券、投資証券、優先出資証券及び受益証券の交付とみなす。
- 8 財団規程に基づき会社又は参加者若しくは参加者口座簿に記載された質権者が、施行日前に財団に対して行った通知、請求若しくは申出又は書類の提出は、施行日以後においては、この規程に基づく通知、請求若しくは申出又は書類の提出とみなす。
- 9 財団規程に基づき機構が施行日前に会社又は参加者若しくは参加者口座簿に記載された質権者に対して行った通知、請求若しくは申出又は書面の交付は、施行日以後においては、この規程に基づく機構による通知、請求若しくは申出又は書面の交付とみなす。
- 10 財団規程の平成 14 年4月1日改正附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる転換社債に係る転換社債券の取扱いに係る改正前の規定(以下「改正前の規定」という。)は、施行日以後、この規程の規定とみなす。この場合において、改正前の規定中「保管振替事業」とあるのは「機構の行う保管振替業」と、「理事会」とあるのは「取締役会」と、「議決」とあるのは「決議」と、「機構の運用財産により株券」とあるのは「株券」とする。

附 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際現に発行されている有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済又は店頭有価証券引渡票に係る有価証券の引渡しに係る振替の請求については、なお従前の例による。

附 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 27 日から施行し、同日以降上場廃止又は店頭登録取消しの事由が生じた取扱株券等から適用する。

附 則

この改正規定は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 8 月 23 日から施行し、同日を事故発生日とする預託株券、預託新

株予約権付社債券、預託投資証券、預託優先出資証券及び預託受益証券の不足の補てんから適用する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 8 月 23 日から施行し、同日以降の新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使請求分から適用する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、日本証券業協会が金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 67 条第 2 項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。ただし、第 12 条第 3 項第 2 号の改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 12 月 31 日までにされた破産の申立てにより平成 17 年 1 月 1 日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、同日以後預託を受ける新株予約権付社債券について適用する。

附 則

この改正規定は、平成 18 年 1 月 4 日から施行し、施行日以後の日を商法第 219 条第 1 項の規定により会社が定める一定の日として株式の分割を行う銘柄から適用する。

附 則

この改正規定は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)の施行の日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日(平成 19 年 9 月 30 日)から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 4 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この改正規定による改正前の第 102 条において準用する第 26 条及び第 32 条の規定の適用については、なお効力を有する。
- 3 この改正規定による改正前の第 102 条において準用する第 24 条第 6 項及び第 7 項、第 27 条、第 30 条第 5 項及び第 6 項、第 33 条の適用については、施行日以後においても、なお従前の例により、第 61 条から第 65 条までの規定の適用については、施行日以後においては、上場投資信託受益権に関する業務規程の定めるところによる。

附 則

この改正規定は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 27 日から施行する。ただし、第 83 条第 2 項の規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 機構が、改正前第 40 条第 1 項による会社からの通知を受けていない場合には、改正後第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 参加者は、第 83 条第 2 項の規定の施行前においても、改正後第 83 条第 2 項の規定の例により通知を行うことができる。この場合において、機構は、当該通知が第 83 条第 2 項の規定の施行の日に通じられたものとみなす。
- 4 改正前第 83 条第 3 項の規定により、参加者が、その参加者口座（区分口座を開設している場合には当該区分口座。以下この項において同じ。）に株式数が記載された株式に係る実質株主（以下この項において「参加者口座に係る実質株主」という。）について、改正前同条第 2 項の届出を会社に対して行っていた場合には、当該参加者口座に係る実質株主についての実質株主管理番号並びにその実質株主管理番号に係る実質株主の氏名及び住所の取扱いについては、改正後同条第 2 項の規定によるほか、なお従前の例による。
- 5 決済合理化法附則第 15 条第 1 項の場合において、参加者は、機構に対し、機構が別に定める方法により決済合理化法の施行日の前日の顧客預託分に係る質権者に関する事項（法第 39 条の 2 において準用する法第 15 条第 2 項に掲げる事項をいう。）を報告する。この場合において、機構は、会社に対し、機構が別に定める方法により決済合理化法の施行日の前日の顧客の預託分に係る質権者に関する事項及び参加者自己分に係る質権者に関する事項（法第 39 条の 2 において準用する法第 17 条第 2 項に掲げる事項）を通知する。
- 6 決済合理化法附則第 19 条第 1 項の場合において、参加者は、機構に対し、機構が別に定める方法により決済合理化法の施行日の前日の顧客預託分に係る質権者に関する事項（法第 39 条の 5 において準用する法第 15 条第 2 項に掲げる事項をいう。）を報告する。この場合において、機構は、会社に対し、機構が別に定める方法により決済合理化法の施行日の前日の顧客の預託分に係る質権者に関する事項及び参加者自己分に係る質権者に関する事項（法第 39 条の 5 において準用する法第 17 条第 2 項に掲げる事項）を通知する。

附 則

この改正規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）附則第 1 条本文に規定する同法の施行の日（平成 20 年 10 月 1 日）から施行する。